

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第二 受験資格の運用基準</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 大学、高等専門学校、旧大学令による大学及び旧専門学校令による専門学校にあつては、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目の単位を卒業までに十五単位以上修得することが義務付けられていているもの</p> <p>備考 (2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 単位については、大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校にあつては、大学設置基準、高等学校、中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校にあつては高等学校学習要領の規定によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 法第十七条の八第四項第一号及び規則第三十三条の八第一項第一号の資格者については、当該学校長の発行する卒業証明書</p> <p>(2) 法第十七条の八第四項第二号及び規則第三十三条の八第一項第七号の資格者については、当該実務経験を行った事業所の事業主による証明書(複数の事業所にわたる場合には、各々の事業主による複数の証明書とする。)</p> | <p>第二 受験資格の運用基準</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 大学、<u>短期大学</u>、高等専門学校、旧大学令による大学及び旧専門学校令による専門学校にあつては、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目の単位を卒業までに十五単位以上修得することが義務付けられていているもの</p> <p>備考 (2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 単位については、大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校にあつては、<u>大学設置基準</u>、<u>短期大学</u>にあつては<u>短期大学設置基準</u>、高等学校、中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校にあつては高等学校学習要領の規定によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 法第十七条の八第四項第一号及び規則第三十三条の八第一号の資格者については、当該学校長の発行する卒業証明書</p> <p>(2) 法第十七条の八第四項第二号及び規則第三十三条の八第七号の資格者については、当該実務経験を行った事業所の事業主による証明書(複数の事業所にわたる場合には、各々の事業主による複数の証明書とする。)</p> |

- 第三  
1 試験基準
- (1) 規則第三十三条の十第二項第一号に掲げる筆記試験の科目については、高等学校卒業程度とする。
- (2) 規則第三十三条の十第一項並びに第二項第二号及び第三号に掲げる筆記試験の科目並びに規則第三十三条の九の実技試験については、法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等（以下「工事整備対象設備等」という。）の工事又は整備を行うに必要な程度とする。
- 2 試験科目の範囲
- (1) 規則第三十三条の十第一項第一号に掲げる科目の
- (3) 規則第三十三条の八第一項第二号の資格者については、当該学校長の発行する単位の修得に関する証明書
- (4) 規則第三十三条の八第一項第三号の資格者については、当該学校長の発行する履修証明書その他の履修科目及び履修時間を証明する書類
- (5) 規則第三十三条の八第一項第四号の資格者については、第二次試験の合格証明書又は技術士免状の写し
- (6) 規則第三十三条の八第一項第五号及び第六号の資格者については、電気工事士免状若しくは電気主任技術者免状の写し又はこれに相当する証明書
- (7) 規則第三十三条の八第一項第八号の資格者については、前記に準じた資格を証明する書類
- 3 規則第三十三条の八第二項の規定による受験資格を証明する書類は、免状とする。

- 第三  
1 試験基準
- (1) 規則第三十三条の十第一号に掲げる筆記試験の科目については、高等学校卒業程度とする。
- (2) 規則第三十三条の十第二号又は第三号に掲げる筆記試験の科目及び規則第三十三条の九の実技試験については、消防用設備等の工事又は整備を行うに必要な程度とする。
- 2 試験科目の範囲
- (3) 規則第三十三条の八第二号の資格者については、当該学校長の発行する単位の修得に関する証明書
- (4) 規則第三十三条の八第三号の資格者については、当該学校長の発行する履修証明書その他の履修科目及び履修時間を証明する書類
- (5) 規則第三十三条の八第四号の資格者については、第二次試験の合格証明書又は技術士免状の写し
- (6) 規則第三十三条の八第五号及び第六号の資格者については、電気工事士免状若しくは電気主任技術者免状の写し又はこれに相当する証明書
- (7) 規則第三十三条の八第八号の資格者については、前記に準じた資格を証明する書類

3  
(1) 試験の方法  
特類

- (2) 範囲は、工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識とし、火災の物理的要因、化学的要因及び避難安全等防火に関する基本的なものを含むものとする。
- (3) 規則第三十三条の十第一項第二号に掲げる科目の範囲は、工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法とし、工事整備対象設備等の技術上の規格を定める省令、告示等の内容を含むものとする。
- (4) 規則第三十三条の十第一項第三号及び第二項第三号に掲げる科目の範囲は、法、令、規則、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則とする。
- (5) 規則第三十三条の十第二項第一号に掲げる科目の範囲は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げるものとする。
- (6) (表略)
- (5) 規則第三十三条の十第二項第二号に掲げる科目の範囲は、当該指定区分に係る消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法とし、消防用設備等の技術上の規格を定める省令、告示等の内容を含むものとする。

3  
試験の方法

- (1) 規則第三十三条の十第一号に掲げる科目の範囲は、次の表の左欄に掲げる指定区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げるものとする。
- (2) (表略)
- (3) 規則第三十三条の十第二号に掲げる科目の範囲は、当該指定区分に係る消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法とし、消防用設備等の技術上の規格を定める省令、告示等の内容を含むものとする。
- (4) 規則第三十三条の十第三号に掲げる科目の範囲は、法、令、規則、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則とする。

ア 筆記試験（択一式）

a 出題数については、おおむね別表に掲げるところによるものとする。

b 問題の形式については、択一式その他回答の正誤を客観的に判定できる方式を採用するものとする。

c 問題の内容については、特殊消防用設備等の工事又は整備を行うに当たり重要度の高いものを重点として出題するものとする。

d 試験時間については、アの出題数に応じて定めるが、一問当たりの時間は、試験科目の工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火にかかる知識にあつては五分程度とし、他の試験科目は三分程度とする。

(2) その他の指定区分

ア 筆記試験

(ア) 出題数については、おおむね別表に掲げるところによるものとする。

(イ) 問題の形式については、択一式その他回答の正誤を客観的に判定できる方式を採用するものとする。

(ウ) 問題の内容については、消防用設備等の工事又は整備を行うに当たつて重要度の高いものを重点として出題するものとする。

(オ)(エ) 科目内の問題の配点は、均等とする。  
試験時間については、アの出題数に応じて定めるが、一問あたりの時間は三分程度とする。

イ 実技試験

(ア) 実技試験は、筆記試験の後十日以内に、消防

(1) 筆記試験

ア 出題数については、おおむね別表に掲げるところによるものとする。

イ 問題の形式については、択一式その他回答の正誤を客観的に判定できる方式を採用するものとする。

ウ 問題の内容については、消防用設備等の工事又は整備を行うに当たつて重要度の高いものを重点として出題するものとする。

エ 科目内の問題の配点は、均等とする。  
試験時間については、アの出題数に応じて定めるが、一問あたりの時間は三分程度とする。

(2) 実技試験

ア 実技試験は、筆記試験の後十日以内に、消防用

(略)

用設備等を示してする当該消防用設備等の名称、構造等の鑑別、施工方法等に関する試験（以下「鑑別等試験」という。）及び甲種の試験にあつては、受験に係る指定区分内の消防用設備等に関する製図の試験の方法により行うものとする。

(イ) 甲種の試験における鑑別等試験及び製図の試験の配点は、均等とする。

(ウ) 試験時間については、鑑別等試験は十五分以内、製図の試験は一時間以内とする。

(エ) 出題数については、鑑別等試験は五問及び甲種の試験における製図の試験は二問とする。

ウ) 試験の免除

規則第三十三条の十一の規定による試験の免除は、受験者が申請した場合に行うものとする。

(略)

設備等を示してする当該消防用設備等の名称、構造等の鑑別、施工方法等に関する試験（以下「鑑別等試験」という。）及び甲種の試験にあつては、受験に係る指定区分内の消防用設備等に関する製図の試験の方法により行うものとする。

イ) 甲種の試験における鑑別等試験及び製図の試験の配点は、均等とする。

ウ) 試験時間については、鑑別等試験は十五分以内、製図の試験は一時間以内とする。

エ) 出題数については、鑑別等試験は五問及び甲種の試験における製図の試験は二問とする。

(3) 試験の免除

規則第三十三条の十一の規定による試験の免除は、受験者が申請した場合に行うものとする。